

議案第80号

墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

墨田区子ども・子育て会議条例（平成25年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」を「支援法」に改め、「第77条第1項」の次に「及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第21条第1項」を加える。

第2条中「法」を「支援法及び次世代法」に改める。

第3条第3号中「墨田区子ども・子育て支援事業計画」を「墨田区子ども・子育て支援総合計画」に改め、同条第4号中「係る施策」の次に「及び次世代育成支援対策」を加え、「及び当該施策」を「並びに当該施策及び対策」に改める。

第4条第1項第1号中「子ども・子育て支援」の次に「及び次世代育成支援対策」を加え、同条第2項中「2年」を「委嘱の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、この条例による改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

墨田区子ども・子育て支援総合計画の推進体制を整備するため、墨田区子ども・子育て会議を次世代育成支援対策地域協議会の機能を併せ持った附属機関とするとともに、所要の規定整備をする必要がある。